【大阪府サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する

届出書用】

令和　　年　　月　　日

吹田市長宛

事業者（法人）所在地

事業者（法人）名称

代表者の職・氏名

事　業　所　名

大阪府サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる確認書

このたび、令和５年６月３０日付けで厚生労働省より通知のあった「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」のとおり、届出の者が例外的に実務経験（OJT）を「６ヶ月以上（※１）」の期間で実践研修を受講するにあたり、以下の要件を全て満たしていることを確認しました。

（※１）ここでいう、６ヶ月以上の実務経験とは、個別支援計画作成の業務に従事した期間が６ヶ月以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９０日以上であることを言うものとします。

１　基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務３～８年）を満たしている。

２　障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

また、個別支援計画の作成の業務については、十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

具体的には以下のいずれかに該当します。（□をクリックして☑を入れてください）

サービス管理責任者等が配置されている事業所において、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※２）を行う。

　　（※２）利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

令和３年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務を行う。